

2 事務分掌・本部組織図等

2-1 災害時等の配備体制とその基準

1 情報収集体制及び災害対策本部体制

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、直ちに災害対策本部を設置するのではなく、その災害の種類に応じて事前に必要な班(人員)を配備するための体制である。
- (2) 配備体制は、第四次防災体制(災害対策本部設置体制)で災害対策本部編成表によるすべての職員が動員されるが、御前崎市災害対策本部が設置されるまでは、第二次防災体制(災害注意体制)により各班で対応する。
- (3) 御前崎市災害対策本部が設置された場合は、別表「御前崎市災害対策本部編成表」の人員配置に移行する。

2 御前崎市地震災害警戒本部

- (1) 地震災害警戒本部とは、東海地震に関連する情報が発表され、内閣総理大臣が「警戒宣言」を発令したときに設置される本部である。地震観測情報(臨時)が発せられた時点では、第一次防災体制(災害準備体制)から第二次防災体制(災害注意体制)までのいずれかの情報収集体制をとる。
- (2) この本部が設置されると、別表「御前崎市地震災害警戒本部編成表」及び「事務分掌」により人員配置され、対応にあたる。

3 御前崎市災害対策本部

- (1) 災害対策本部とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に設置する本部である。具体的には、災害救助法が適用される場合(60世帯以上の住家が滅失)又はそのおそれがある場合に設置される。
- (2) この本部が設置するときの動員の規模は、災害の状況に応じてその都度本部長が決定する。
- (3) この本部が設置されると、別表「御前崎市災害対策本部編成表」により人員が配置され、対応にあたる。

4 御前崎市原子力災害対策本部

- (1) 原子力災害対策本部とは、原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に設置する本部である。第二次防災体制(災害注意体制)により情報収集体制又は、第三次防災体制(災害警戒体制)から第四次防災体制(災害対策本部設置体制)のいずれかの災害対策本部体制をとる。
- (2) この本部が設置されると、別表「御前崎市災害対策本部編成表」により人員が配置され、対応にあたる。

5 その他

- (1) 従前より運用していた「災害時の配備体制及びその基準」の一部を改正し、第一次防災体制(災害準備体制)、第二次防災体制(災害注意体制)、第三次防災体制(災害警戒体制)及

び第四次防災体制(災害対策本部設置体制)の4つの区分とした。

- (2) 職員を動員する場合は、LoGo チャット、電話又はメールを手段とし、各課による連絡網により招集する。また、動員招集報がなくても防災情報を入手した場合、あるいは突発災害等の場合は、動員招集報の有無にかかわらず、対象職員は直ちに登庁する。
- (3) 情報収集体制により出動する場合は、地震災害などにより市内に被害が発生し、すぐには帰宅できない場合があるため、最低3日分の食料、飲料水、下着、着替え等を持参することが望ましい。
- (4) その他定義

語句	定義
第一次防災体制 (災害準備体制)	防災気象情報を入手し、気象状況の進展を見守る連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める体制
第二次防災体制 (災害注意体制)	高齢者等避難を発令するかどうかの段階。状況により管理職を配置し、高齢者等避難の必要性が判断できる体制
第三次防災体制 (災害警戒体制)	高齢者等避難を発令した段階及び避難指示の発令を判断できる体制とし、関係機関とのホットラインが活用できる体制
第四次防災体制 (災害対策本部設置体制)	避難指示を発令した段階
各部長	災害対策本部要員の総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、建設経済部長、教育部長、議会事務局長、消防長とする
自宅待機	速やかに参集ができる体制(おおむね1時間以内に登庁できる)

【災害時等の配備体制とその基準】

(1) 一般災害

	区分	配備基準	配備体制	配備要員
情報収集体制	(第一次防災体制) (災害準備体制)	早期注意情報（警報級の可能性）が発表された場合	防災気象情報を入手し、防災気象状況の把握に努め、状況により他の職員を動員できる体制	<ul style="list-style-type: none"> 総括班のうち班長が必要と認めた職員 ※勤務時間外における一般災害時の情報収集体制は、原則として自宅待機によるものとする。
		水害対象河川が水防団待機水位を超えた場合		
		大雨注意報が発表された場合 洪水注意報が発表された場合		
	(第二次防災体制) (災害注意体制)	高潮注意報が発表された場合	防災気象情報を入手し、防災気象状況の把握に努め、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制	<ul style="list-style-type: none"> 総括班のうち班長が必要と認めた職員 ※勤務時間外における一般災害時の情報収集体制は、原則として自宅待機によるものとする。
		台風情報で、台風の暴風域が24時間以内に御前崎市にかかると予想されている、又は、台風が24時間以内に御前崎市に接近することが見込まれる場合		
		水害対象河川が氾濫注意水位を超えた場合	防災気象情報を入手し、防災気象状況の把握に努め、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる職員を動員できる体制	<ul style="list-style-type: none"> 総括班のうち班長が必要と認めた職員 土木班、住宅班、住宅判定班のうち、建設経済部長が必要と認めた職員 福祉班（自宅待機） 要援護者支援班（自宅待機） 避難所班（自宅待機） 方面隊派遣職員（自宅待機） ※各班長が必要と認めた職員
情報収集体制	(第三次防災体制) (災害警戒体制)	大雨警報・大雨注意報（夜間に警報に切り替える可能性が高い場合）のいずれかが発表された場合	防災気象情報を入手し、防災気象状況の把握に努め、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理監 危機管理部長 総括班のうち班長が必要と認めた職員 土木班、住宅班、住宅判定班のうち、建設経済部長が必要と認めた職員

情報収集体制	第三次防災体制(災害警戒体制)	台風情報で、台風の暴風域が12時間以内に御前崎市にかかると予想されている、又は、台風が12時間以内に御前崎市に接近することが見込まれる場合	防災気象情報を入手し、防災気象状況の把握に努め、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監 ・危機管理部長 ・消防長 ・各部長 ・各班長 ・総括班 ・土木班 ・情報対策班 ・広報班 ・要援護者支援班 ・避難所班 ・方面隊派遣職員 ※各班長が必要と認めた職員 ※他のすべての職員は自宅待機
		洪水警報が発表された場合	防災気象情報を入手し、防災気象状況の把握に努め、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監 ・危機管理部長 ・総務部長 ・建設経済部長 ・健康福祉部長 ・教育部長 ・総括班 ・土木班 ・情報対策班 ・広報班 ・福祉課（自宅待機） ・要援護者支援班（自宅待機） ・避難所班（自宅待機） ・方面隊派遣職員（自宅待機） ※各班長が必要と認めた職員
		水害対象河川が避難判断水位を超えた場合		<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監 ・危機管理部長 ・消防長 ・各部長 ・各班長 ・総括班 ・土木班 ・情報対策班 ・広報班 ・要援護者支援班 ・避難所班 ・方面隊派遣職員 ※各班長が必要と認めた職員 ※他のすべての職員は自宅待機
災害対策本部体制	第四次防災体制(災害対策本部設置体制)	土砂災害警戒情報が発表された場合	直ちに災害対策本部を設置し、警戒活動又は災害対策が遅滞なく遂行でき、事態の推移に伴い速やかに救援活動等災害対策が円滑に行える体制	<ul style="list-style-type: none"> ・正副本部長 ・危機管理監 ・危機管理部長 ・消防長 ・総務部長 ・建設経済部長 ・教育部長 ・総括班 ・情報対策班 ・広報班 ・土木班 ・避難所班 ・方面隊派遣職員（対象地域） ※各班長が必要と認めた職員 ※他のすべての職員は自宅待機
		高潮警報が発表された場合		

		特別警報が発表された場合	直ちに災害対策本部を設置し、警戒活動又は災害対策が遅滞なく遂行でき、事態の推移に伴い速やかに救援活動等災害対策が円滑に行える体制	災害対策本部編成表によるすべての職員は直ちに登庁
--	--	--------------	--	--------------------------

(2) 地震災害

	区分	配備基準	配備体制	配備要員
情報収集体制	第二次防災体制 (災害注意体制)	市内で震度4の地震を観測し、 気象庁が発表したとき	情報収集及び連絡活動を実施し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監 ・危機管理部長 ・消防長 ・各部長 ・総括班 ・土木班 ・情報対策班 ・広報班 ※各班長が必要と認めた職員
災害対策本部体制	第四次防災体制 (災害対策本部設置体制)	市内で震度5(弱)以上の地震を観測し気象庁が発表したとき	直ちに災害対策本部を設置し、災害対策が遅滞なく遂行でき、事態の推移に伴い速やかに救援活動等災害対策が円滑に行える体制	災害対策本部編成表によるすべての職員は直ちに登庁

(3) 津波災害

	区分	配備基準	配備体制	配備要員
情報収集体制	第二次防災体制 (災害注意体制)	津波注意報が県下に発表されたとき	・情報収集及び連絡活動を実施し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監 ・危機管理部長 ・消防長 ・総務部長 ・建設経済部長 ・総括班 ・広報班 ・港湾班 ※各班長が必要と認めた職員
	第三次防災体制(災害警戒体制)	津波警報が県下に発表されたとき	・防災気象情報を入手し、防災気象状況の把握に努め、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監 ・危機管理部長 ・消防長 ・各部長 ・各班長 ・総括班 ・広報班 ・港湾班 ・避難所班 ・池新田、高松、佐倉、御前崎、白羽方面隊派遣職員 ※各部長が必要と認めた職員 ※他のすべての職員は自宅待機
災害対策本部体制	第四次防災体制(災害対策本部設置体制)	大津波警報が県下に発表されたとき	直ちに災害対策本部を設置し、警戒活動又は災害対策が遅滞なく遂行でき、事態の推移に伴い速やかに救援活動等災害対策が円滑に行える体制	<ul style="list-style-type: none"> ・正副本部長 ・危機管理監 ・危機管理部長 ・消防長 ・各部長 ・各班長 ・総括班 ・情報対策班 ・広報班 ・原子力対策班 ・港湾班 ・避難所班 ・池新田、高松、佐倉、御前崎、白羽方面隊派遣職員 ※本部長が必要と認めた職員 ※他のすべての職員は自宅待機

(4) 原子力災害

情報収集体制	区分	配備基準	配備体制	配備要員
	第二次防災体制 (災害注意体制)		発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、国、県又は中部電力より通報があった場合	情報収集及び連絡活動を実施し、事態の推移に伴い速やかに原子力災害対策本部を設置できる体制
災害対策本部体制	第四次防災体制(災害対策本部設置体制)	・御前崎市において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ・御前崎市沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合 など警戒事態の基準に該当する場合※	直ちに原子力災害対策本部を設置し、警戒活動又は災害対策が遅滞なく遂行でき、事態の推移に伴い速やかに救援活動等災害対策が円滑に行える体制	災害対策本部編成表によるすべての職員は直ちに登庁
		原子力施設の状態等に基づく緊急時活動レベルが施設敷地緊急事態となったとき(原災法第10条)	直ちに原子力災害対策本部を設置し、災害対策が遅滞なく遂行でき、事態の推移に伴い速やかに救援活動等災害対策が円滑に行える体制	災害対策本部編成表によるすべての職員は直ちに登庁
		原子力施設の状態等に基づく緊急時活動レベルが全面緊急事態となったとき(原災法第15条)	直ちに原子力災害対策本部を設置し、災害対策が遅滞なく遂行でき、事態の推移に伴い速やかに救援活動等災害対策が円滑に行える体制	災害対策本部編成表によるすべての職員は直ちに登庁

※警戒事態の基準

- ・AL11 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ
- ・AL21 原子炉冷却材の漏えい
- ・AL22 原子炉給水機能の喪失
- ・AL23 原子炉徐熱機能の一部喪失
- ・AL25 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ
- ・AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失
- ・AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ
- ・AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ
- ・AL42 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ
- ・AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ
- ・AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失
- ・AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ
- ・御前崎市において震度6弱以上の地震が発生した場合
- ・静岡県において大津波警報が発表された場合
- ・東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合
- ・オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な事故等が発生した場合
- ・設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)
- ・原子力規制委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合

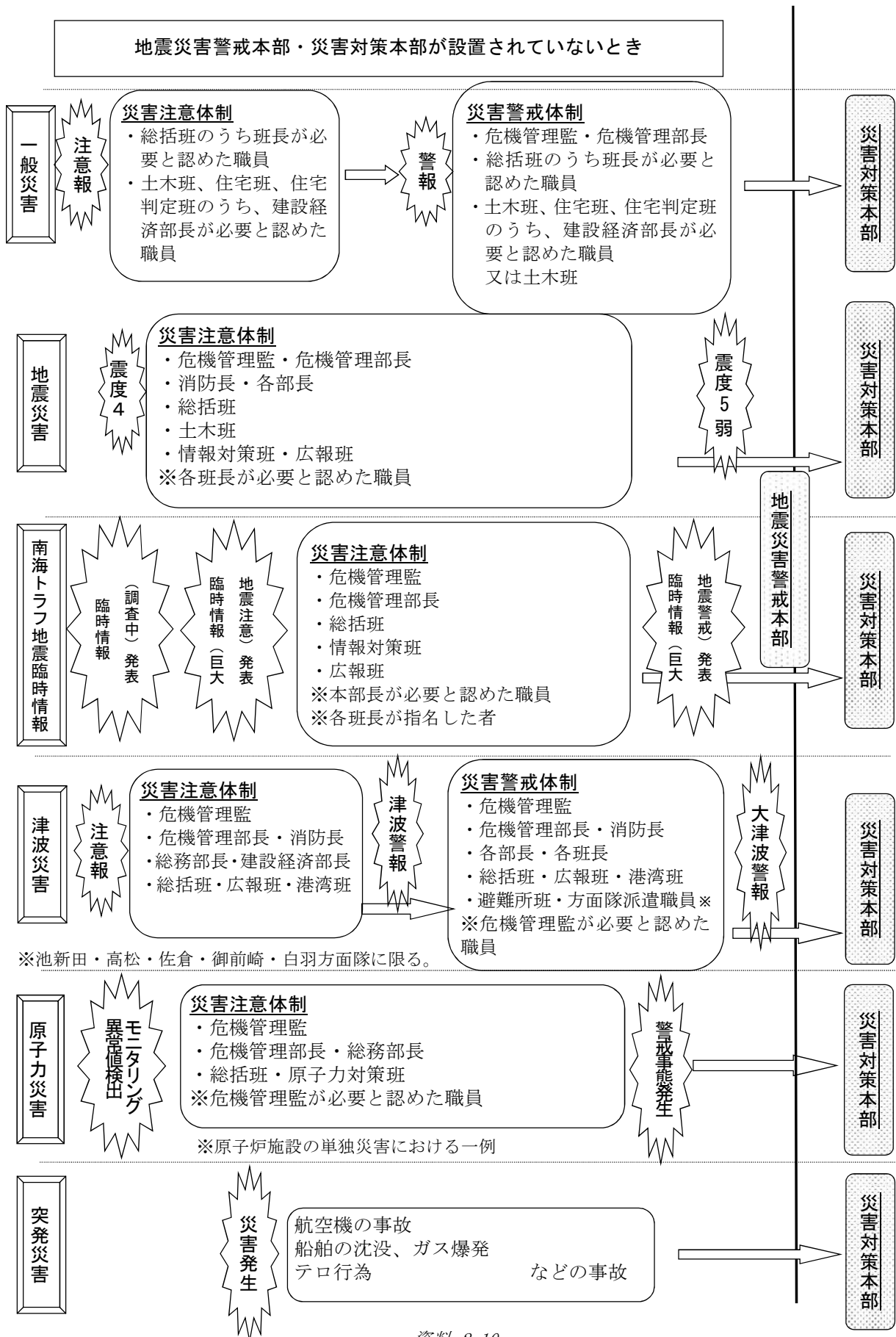
(5) 突発災害

	区分	配備基準	配備体制	配備要員
災害対策本部体制	第四次防災体制 (災害対策本部設置体制)	多数の死傷者が発生し、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき、又はその他の状況により市長が指示したとき(航空機の事故、船舶の沈没、ガス爆発、テロ行為などの事故)	直ちに災害対策本部を設置し、災害対策が遅滞なく遂行でき、事態の推移に伴い速やかに救援活動等災害対策が円滑に行える体制	災害対策本部編成表によるすべての職員は直ちに登庁

【南海トラフ地震臨時情報発表時の配備体制とその基準】

	区分	配備基準	配備体制	配備要員
情報収集体制	第二次防災体制 (災害注意体制)	南海トラフ地震 臨時情報(調査中)が発表された場合	情報収集及び連絡活動を実施し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監 ・危機管理部長 ・総括班 ・広報班 ※各班長が指名した者
		南海トラフ地震 臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合	情報収集及び連絡活動を実施し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監 ・危機管理部長 ・総括班 ・情報対策班 ・広報班 ※各班長が必要と認めた職員
災害対策本部体制	第四次防災体制 (災害対策本部設置体制)	南海トラフ地震 臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合	直ちに災害対策本部を設置し、災害対策が遅滞なく遂行でき、事態の推移に伴い速やかに救援活動等災害対策が円滑に行える体制	災害対策本部編成表によるすべての職員は直ちに登庁

2-2 災害時における動員フロー図

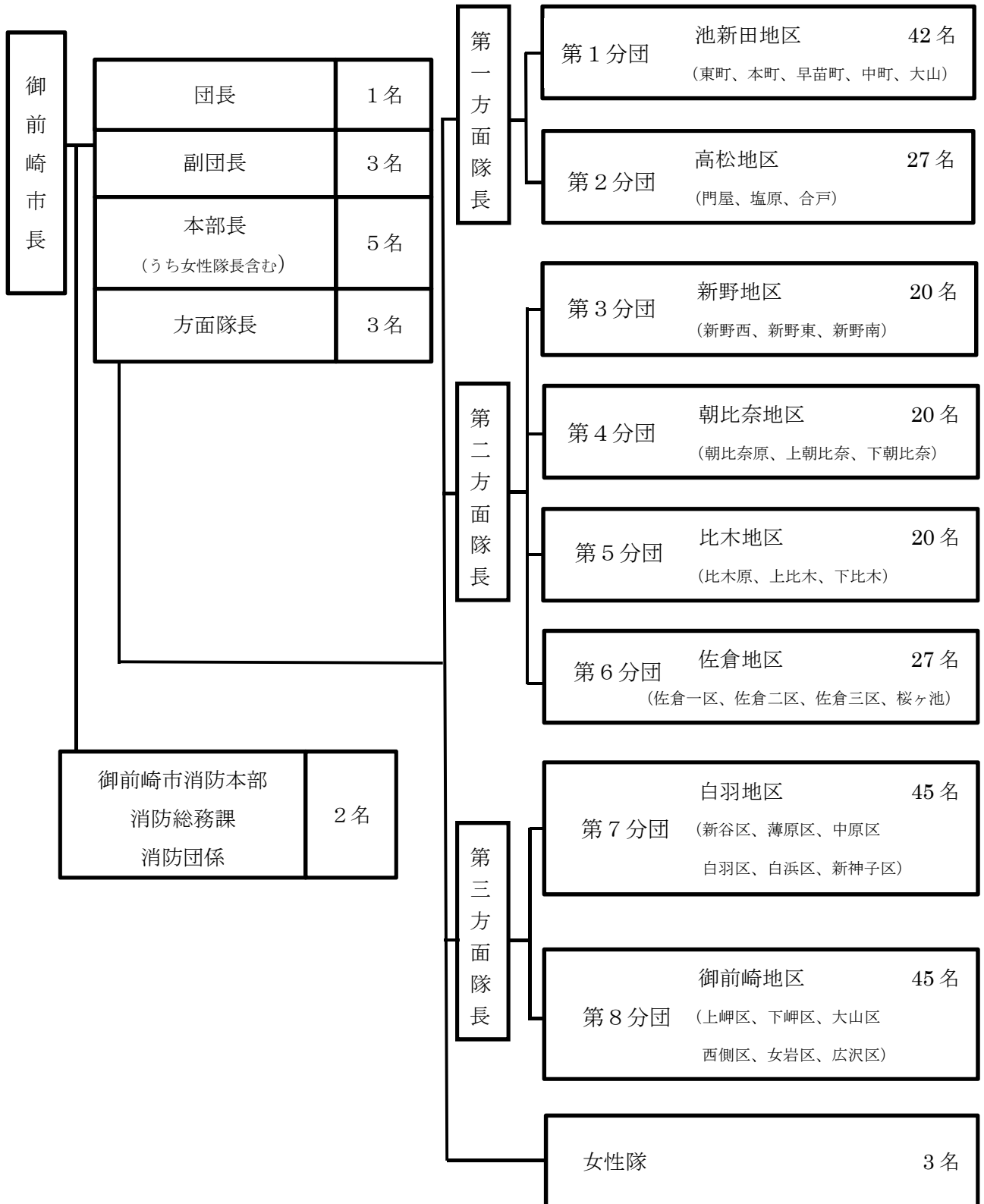


2-3 御前崎市災害対策(警戒)本部組織図及び指揮系統図



消防団組織図

(令和6年4月現在)



代替え庁舎選定表

候補施設名	建築年 耐震ランク	災害危険要因				付帯施設・事務機器等					災害時利用目的	代替庁舎のメリット・デメリット	優先 順位案
		津波	液状化	洪水	その他(火 災、土砂災 害等)	非常用発 電機/燃料	通信機器	情報システム	水・食糧・ト イレ等備蓄	事務機器 等備品			
御前崎市役所 本庁舎	1981年 Ib	○ 海拔11m	○	○	火災	○ (72h)	行政無線、災害時 優先電話、IP無線	情報系○ 基幹系○	有	有	災害時拠点防災施設 (各部各班活動拠点)	—	—
御前崎市役所 西館	2002年 Ib	○ 海拔11m	○	○	火災	○ (72h)	行政無線、衛星携 帯電話、災害時優 先電話、IP無線	情報系○ 基幹系○	有	有	災害対策本部 (各部各班活動拠点)	・本庁舎との距離が近い。 ・付帯施設や事務機器等が整っている。 ・災害対策本部との連携が容易。	1
図書館	1993年 Ib	○ 海拔8m	○	○	火災	×	行政無線	情報系○ 基幹系×	無	有	災害時拠点施設	・本庁舎との距離が近い。 ・非常用発電機が設置されていない。	2
御前崎支所	1985年 Ib	○ 海拔41m	○	○	火災	○ (48h)	行政無線、衛星携 帯電話、IP無線	情報系○ 基幹系○	無	有	災害時拠点施設 (各部各班活動拠点)	・本庁舎から遠い。 ・静岡県御前崎港管理事務所、御前崎海上保安署、白羽・ 御前崎方面隊が災害時に施設を利用。	3
御前崎市民会館	1976年 Ib	○ 海拔10m	○	○	火災	○	×	×	無	有	災害時拠点施設	・事務スペースが少ない。 ・情報システム等施設設備が未整備。	4
なごみ	2003年 Ib	○ 海拔40m	○	○	火災	○ (48h)	行政無線、IP無線	情報系○ 基幹系×	社協職員分保 存	有	福祉避難所	・災害時は福祉避難所に指定されているため一般事務の 利用は厳しい。	5
御前崎市拠点防災 倉庫	1992年 Ib	○ 海拔44m	○	○	火災 土砂災害	○ (126h)	×	○ (未接続)	無 (支援物資の ため)	無	支援物資物流拠点	・支援物資物流拠点として利用。	6

2-4 御前崎市災害対策本部各部各班所掌事務

◎各部共通

- ・災害時等の配備体制とその基準により自動参集
- ・参集途中の被害状況等の確認
- ・部内の職員安否確認及び動員状況の確認に関する事
- ・部に関連する情報の収集、調査、報告及び記録整理に関する事
- ・部に必要な資機材等の調達に関する事
- ・他部等の応援に関する事
- ・災害時応急対策の確認、計画策定、準備及び訓練等(平常時)
- ・本部長の業務遂行が不可能な場合は、副市長、教育長、危機管理監の順位で職務代理を行う。

◎本部総括

- ・災害対策活動の総括
- ・災害対策本部(本部会議)の設置、運営及び廃止に関する事
- ・地震関連情報、気象情報等の収集、伝達に関する事
- ・県、警察、消防、方面隊、自主防災会、消防団、交通指導隊、その他防災関係機関との連携に関する事
- ・自衛隊等の応援要請に関する事
- ・職員の動員、配備、調整、参集解除に関する事
- ・静岡県や応援職員等派遣機関との応援職員等の受入れ調整に関する事
- ・「庁内における各業務の受援担当者」との応援職員等の受入れ調整に関する事
- ・各業務の人的応援の取りまとめに関する事
- ・受援に関する調整会議の運営に関する事
- ・その他各部各班に属さない事

◎総務部

○原子力対策班

- ・原子力発電所情報の収集に関する事
- ・原子力モニタリングに関する事

○庶務班

- ・市役所本庁来訪者の避難誘導及び負傷者の支援に関する事
- ・職員及び災害対策活動協力者の健康管理、給食及び休憩場所設置等に関する事
- ・市役所本庁舎等関連施設の被害調査及び復旧に関する事
- ・緊急車両の確保及び配車に関する事
- ・災害視察者、見舞者及び陳情者の対応に関する事
- ・災害対策の予算措置に関する事
- ・通信(移設、新設、復旧)に関する事
- ・各システム等の復旧に関する事

○会計班

- ・会計処理に関すること

○情報対策班

- ・地域防災無線等による方面隊(自主防災会)との情報収集、伝達及び連絡調整に関すること
- ・被害情報の収集に関すること
- ・災害記録写真等の収集に関すること

○広報班

- ・同報無線、音声告知放送及びホームページ等による市民広報(指示、要請及び情報伝達等)に関すること
- ・臨時災害FMに関すること
- ・報道対応に関すること
- ・被害情報の整理及び集計に関すること
- ・災害記録写真等の整理に関すること

◎市民生活部

○検案処理班・窓口業務班

- ・遺体収容所の被害調査に関すること
- ・遺体収容所における受付名簿等の作成に関すること
- ・警察との連携による遺体の身元確認等の個票への記録に関すること
- ・警察との連携による遺体検視における調書等の作成に関すること
- ・警察との連携による遺体の身元確認及び身元引受人に関すること
- ・警察との連携による身元不明者の特徴等及び所持品の確認、保管及び引渡しに関すること
- ・遺族の発見及び連絡等に関すること
- ・死亡届及び火葬許可に関すること
- ・身元不明者の火葬及び埋葬の手配に関すること
- ・広域火葬に関する相互応援協定に関すること
- ・市役所来訪者の対応(窓口業務)に関すること

○環境班

- ・ごみ、その他廃棄物の収集及び処理の体制の広報に関すること
- ・環境保全センター、火葬場の被害調査に関すること
- ・ごみ及びその他廃棄物の仮置場に関すること
- ・ごみ、その他廃棄物の数量、処理戸数及び実施機関に関すること
- ・特定建築材料(アスベスト)ごみの処理に関すること
- ・被災リサイクル家電の処理に関すること
- ・伝染病予防、防疫及び環境衛生に関すること
- ・被災動物保護センター設置用地確保及び開設広報に関すること
- ・被災動物の情報収集及び連絡に関すること
- ・被災動物飼育者の要望等の収集に関すること

- ・避難所における動物飼育支援に関すること
- ・被災動物救護活動への支援に関すること

○支所班

- ・災害対策本部及び市民部各班との連絡調整に関すること
- ・支所来訪者の対応(窓口業務)に関すること

○調査班

- ・家屋被害調査及び罹災証明、被災証明に関すること
- ・災害による税の減免に関すること

○上下水道班

- ・上水道施設の被害調査及び復旧に関すること
- ・飲料水、生活水の確保及び応急給水に関すること
- ・上水道の水質検査に関すること
- ・指定工事店の要請に関すること
- ・下水道施設の被害調査及び復旧に関すること
- ・し尿の収集及び処理に関すること

◎健康福祉部

○福祉班

- ・社会福祉施設への情報伝達に関すること
- ・社会福祉施設の被害調査に関すること
- ・社会福祉施設の応急対策に関すること
- ・社会福祉協議会及びボランティア団体との連絡調整に関すること
- ・被災者の生活相談に関すること
- ・被災者への補助及び貸付制度に関すること
- ・災害救助法適用後の業務に関すること
- ・住宅の応急修理に関すること(災害救助法適用後)
- ・住宅の障害物の除去について(災害救助法適用後)

○要援護者支援班

- ・要援護者への情報伝達に関すること
- ・要援護者の安否確認及び避難情報の把握に関すること
- ・福祉避難所の開設及び運営に関すること
- ・要援護者リストの作成に関すること
- ・要援護者避難支援相談に関すること

○救護所・健康支援班

- ・医療救護本部の設置、運営に関すること
- ・救護所の被害調査に関すること
- ・救護所の開設及び運営に関すること
- ・応急救護に関すること

- ・救護所からの救護病院への搬送要請に関する事
- ・広域搬送の依頼に関する事
- ・医療救護資機材、医薬品及び衛生資機材の調達に関する事
- ・医師(医師会)及び医療機関との連絡調整に関する事
- ・健康支援に関する事

◎建設経済部

○土木班

- ・道路、橋梁、河川等の被害調査、警戒及び監視に関する事
- ・防災ヘリポート、緊急輸送路及び幹線道路等の確保に関する事
- ・仮設道路及び交通規制等の応急交通対策に関する事
- ・災害で発生した障害物及びがれき等の除去処理に関する事
- ・土木復旧事業の総括及び資機材の確保等に関する事
- ・水防に関する事
- ・住宅の障害物の除去について

○住宅判定班

- ・応急危険度判定に関する事
- ・住宅判定本部の設置、運営に関する事
- ・住宅関係融資の紹介等に関する事
- ・住宅の応急修理に関する事

○住宅班

- ・応急仮設住宅の設置に関する事
- ・管理施設(市営住宅及び公園等)の被害調査及び復旧に関する事

○農林班

- ・農業、漁業及びそれらに属する施設等の被害調査及び復旧に関する事
- ・農地及び林野関係の被害調査に関する事
- ・農作物の病虫害対策及び家畜伝染病の予防に関する事

○物資班

- ・災害時救援物資の受入及び整理に関する事
- ・災害時の物資の配分に関する事

○企業港湾班

- ・港湾施設等の被害調査、警戒及び監視に関する事
 - ・御前崎港に関する情報収集
- ・企業等との連絡調整に関する事

◎教育部

○園・学校再開班

- ・教育施設の被害状況の集約に関する事

- ・避難者の状況の集約に関する事
 - ・児童生徒及び園児の安否確認の集約に関する事
 - ・その他教育部内の情報の集約に関する事
 - ・災害対策本部及び教育部各班との連絡調整に関する事
 - ・教育施設の復旧に関する事
 - ・児童生徒の安否確認に関する事
 - ・県教委との連絡調整に関する事
 - ・市内小中学校教員の参集状況の確認に関する事(夜間及び休日)
 - ・応急教育計画の実施に関する事
 - ・授業再開準備に関する事
- 避難所班
- ・教育施設(学校)の被害調査に関する事
 - ・避難所(学校)開設に関する事
 - ・避難者(学校)名簿の作成に関する事
 - ・避難所(学校)の運営に関する事
- 幼稚園、こども園
- ・園児の安否確認に関する事
 - ・教育施設(幼稚園、こども園)の被害調査に関する事
 - ・避難所(幼稚園、こども園)の開設に関する事(開設は状況により)
 - ・避難者(幼稚園、こども園)名簿の作成に関する事
 - ・避難所(幼稚園、こども園)の運営に関する事(仮設トイレ設置などを自主防災会等と共同運営)
 - ・避難所班及びその他各部各班の応援
- 保育園
- ・園児の安否確認に関する事
 - ・教育施設(保育園)の被害調査に関する事
 - ・避難所班及びその他各部各班の応援
- ◎方面隊派遣職員(各方面隊に3名派遣)
- ・方面隊本部と市災害対策本部及び自主防災会との連絡調整に関する事
 - ・各自主防災会の被害情報、要請事項等集約、市災害対策本部へ報告及び要請
 - ・地区公民館の被害調査に関する事
 - ・避難所(地区センター)開設に関する事
 - ・避難者(地区センター)名簿の作成に関する事
 - ・避難所(地区センター)の運営に関する事
(避難スペースや仮設トイレ設置など運営対応を方面隊・自主防災会と連携して対応する。)
 - ・その他方面隊本部の運営に関する事
- ◎議会事務局

- ・市議会議員の安否確認に関する事
- ・市議会議員との情報共有に関する事
- ・その他市議会議員に関する事

2-5 御前崎市原子力災害対策本部各部各班所掌事務

1 原子力災害情報収集体制（災害注意体制）の所掌事務

緊急事態区分が情報収集事態に該当し、情報収集体制（災害注意体制）を設置した際は以下の事務を所管する。

- (1) 発電所の状況又は発電所の事故等に係る情報収集に関すること。
- (2) 住民等への情報伝達、広報に関すること。

2 原子力災害警戒本部体制（災害警戒体制）の所掌事務

緊急事態区分が警戒事態に該当し、警戒体制（災害警戒体制）を設置した際は以下の事務を所管する。

- (1) 発電所の状況又は発電所の事故等に係る情報収集に関すること。
- (2) 津波に係る情報収集に関すること。
- (3) 県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 施設敷地緊急事態要避難者※に対する避難準備のほか、災害応急対策の検討、調整及び実施に関すること。
- (5) 住民等への情報伝達、広報に関すること。
- (6) 病院等医療機関、社会福祉施設等に対する連絡に関すること。
- (7) 原子力災害対策本部の設置基準に関すること。
- (8) 報道関係との連絡に関すること。
- (9) 静岡県原子力防災センター等への職員派遣に関すること。
- (10) その他必要な事務に関すること。

※施設敷地緊急事態要避難者：避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者、妊婦、乳幼児に加えその家族、児童生徒であり家族への引き渡しが出来ていない者をいう。

3 原子力災害対策本部（災害対策体制）の設置

緊急事態区分が施設敷地緊急事態に該当し、原子力災害対策本部（災害対策体制）を設置した際は以下の事務を所管する。

本部長は、情報の収集・連絡体制の確立のため、原災法第10条に基づく原子力事業者からの施設敷地緊急事態の発生通報を受けた後、速やかに県、国、原子力事業者及び関係機関との連携を密にし、事故状況の把握に努める。

- (1) 原子力災害対策本部の構成及び事務分掌は、別表1のとおりとする。

4 原子力災害合同対策協議会等への職員の派遣

本部長は、別表2及び3のとおり職員を静岡県原子力防災センターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、発電所の状況及びモニタリング情報、医療関係情報、住民避難・屋内退避状況の把握等の活動に従事させる。

5 住民避難に必要となる機関への職員の派遣

本部長は、別表4及び5、6のとおり職員を必要機関に派遣し、住民避難の円滑化や情報把握等の活動に従事させる。

○緊急時活動レベル (EAL) に基づいた、市の災害応急対策の活動フロー図

事象の区分及び活動体制			
情報収集事象	警戒事象	施設敷地緊急事象	全面緊急事象
官邸	<ul style="list-style-type: none"> 合同情報連絡室／官邸連絡室 	<ul style="list-style-type: none"> 官邸対策室 緊急参集チーム 原子力事故対策本部 関係庁事故対策連絡会議 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策本部 原子力災害対策本部事務局 【官邸チーム・ERCチーム】
ERC	<ul style="list-style-type: none"> 合同情報連絡室 原子力事故警戒本部 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力施設事態即応センター 緊急時対策所 	
事業者			
OFC	<ul style="list-style-type: none"> 合同現地情報連絡室 原子力事故合同現地警戒本部 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力事故現地対策本部 現地事故対策連絡会議 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害現地対策本部 原子力災害合同対策協議会
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> 原子力警戒体制 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害警戒本部 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策本部
御前崎市	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害事前配備体制 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策本部 (災害警戒体制) 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策本部
主な災害対応			
現地事故対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 職員派遣の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害合同対策協議会 (現地事故対策本部) への職員派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 職員派遣
緊急時モニタリング計画	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングの準備 職員派遣の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリング (県への協力) への職員派遣 緊急時モニタリング実施計画作成 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリング実施・評価 職員派遣
広報	<ul style="list-style-type: none"> 体制設置 事故情報及び対策【継続】 一時滞在者の避難 施設敷地緊急事態要避難者避難準備 	<ul style="list-style-type: none"> 体制設置 事故情報及び対策等【継続】 施設敷地緊急事態要避難者避難指示 一般住民避難準備 	<ul style="list-style-type: none"> 一般住民避難指示
避難及び避難計画	<ul style="list-style-type: none"> 施設敷地緊急事態要避難者の避難準備 バス、福祉車両等の避難車両の開設準備 一時集合場所の開設準備 放射線防護施設へ職員派遣、開設準備 避難経由所の開設準備 	<ul style="list-style-type: none"> 施設敷地緊急事態要避難者の避難実施 施設敷地緊急事態要避難者の避難所開設運営 一般住民の避難準備 バス、福祉車両等の避難車両の派遣要請 一時集合場所へ職員派遣 放射線防護施設へ追加職員派遣 避難経由所へ職員派遣 避難先での避難所運営等の対応 	<ul style="list-style-type: none"> 一般住民の避難実施 避難実施状況の把握・避難完了確認 住民等の立ち入り制限実施 一時集合場所へ追加職員派遣 放射線防護施設の稼働指示 避難経由所へ追加職員派遣 避難先での避難所運営等の対応
安定ヨウ素剤の緊急配布	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄状況確認、緊急配布の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 安定ヨウ素剤の緊急配布 	<ul style="list-style-type: none"> 一時集合場所で緊急配布

別表1 構成及び事務分掌

部名 部局長	班名 担当課・班長	事務分掌
危機管理部 危機管理部長	本部総括班 危機管理課 危機管理課長 監査委員事務局	<p>○は原子力災害に付随し発生する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策活動の総括 ・災害対策本部（本部会議）の設置、運営及び廃止に関すること ・地震関連情報・気象情報の収集・伝達に関すること ・国、県、警察、消防、方面隊、自主防災会、消防団、交通指導隊、その他防災関係機関との連携に関すること ・自衛隊等の応援要請に関すること ・職員の動員・配備・調整・参集解除に関すること ・静岡県や応援職員等派遣機関との応援職員等の受入れ調整に関すること ・「庁内における各業務の受援担当者」との応援職員等の受入れ調整に関すること ・各業務の人的応援の取りまとめに関すること ・受援に関する調整会議の運営に関すること ○広域避難の準備、指示及び解除に関すること ○広域避難先との連絡調整及び情報収集に関すること ○一時集合場所への要員派遣に関すること ○避難バス等への添乗に関すること ○県バス協会への協力要請に関すること ○放射線防護施設への要員派遣に関すること ○避難経路所への要員派遣に関すること ○避難住民の状況把握に関すること ○避難住民の輸送に関すること ○行政機能の移転の総合調整に関すること ・災害対策本部会議の記録に関すること ・災害救助法の適用及び運用の調整に関すること ・その他各部各班に属さないこと
総務部 総務部長	庶務班 財政課 財政課長 デジタル推進課 デジタル推進課長	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所本庁来訪者の避難誘導及び負傷者の支援に関すること ・職員及び災害対策活動協力者の健康管理、給食及び休憩場所設置等に関すること ・市役所本庁舎等関連施設の被害調査及び復旧に関すること ・緊急車両の確保及び配車に関すること ・災害視察者、見舞者及び陳情者の対応に関すること ・災害対策の予算措置に関すること ・災害対策従事者名簿の作成に関すること ・義援金等の受領、保管及び配分、礼状の送付に関すること ・通信（移設、新設、復旧）に関すること ・各システム等の復旧に関すること ○防災業務関係者の被ばく管理に関すること ○行政機能の移転に係る情報資産の持ち出し及び輸送車両、移転先施設の確保に関すること ○応急資機材の輸送に関すること ○職員等の食糧及び物資等の輸送・配分に関すること
	情報対策班 総務課 総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災無線等による方面隊（自主防災会）との情報収集、伝達及び連絡調整に関すること ・被害情報の収集に関すること ・災害記録写真等の収集に関すること ○業務継続に関すること

	広報班 企画政策課 企画政策課長	<ul style="list-style-type: none"> ・同報無線、音声告知放送及びホームページ等による住民広報（指示、要請及び情報伝達等）に関する事 ・臨時災害FMに関する事 ・報道対応に関する事 ・被害情報の整理及び集計に関する事 ・災害記録写真等の整理に関する事
	原子力対策班 エネルギー政策課 エネルギー政策課長	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所の情報収集に関する事 ・原子力モニタリングに関する事 ○県の緊急時モニタリング活動に対する協力に関する事 ○原子力防災に関わる気象状況の把握に関する事
	会計班 会計管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・会計処理に関する事 ○避難経由所の設営・運営支援に関する事
市民生活部 市民生活部長	検案処理班 窓口業務班 市民課 市民課長	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体収容所の被害調査に関する事 ・遺体収容所における受付名簿等の作成に関する事 ・警察との連携による遺体の身元確認等の個票への記録に関する事 ・警察との連携による遺体検死における調書等の作成に関する事 ・警察との連携による遺体の身元確認及び身元引受人に関する事 ・警察との連携による身元不明者の特徴等及び所持品の確認、保管及び引渡しに関する事 ・遺族の発見及び連絡等に関する事 ・死亡届及び火葬許可に関する事 ・身元不明者の火葬及び埋葬の手配に関する事 ・広域火葬に関する相互応援協定に関する事 ・市役所来訪者の対応(窓口業務)に関する事 ○避難経由所の設営・運営に関する事 ○市民情報等のデータ出力に関する事 ○避難収容状況の記録及び報告に関する事 ○広域避難先の避難所の開設、管理運営の調整に関する事
	環境班 市民課 市民課課長補佐	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ、その他廃棄物の収集及び処理の体制の広報に関する事 ・環境保全センター・火葬場の被害調査に関する事 ・ごみ及びその他廃棄物の仮置場に関する事 ・ごみ、その他廃棄物の数量、処理戸数及び実施機関に関する事 ・特定建築材料(アスベスト)ごみの処理に関する事 ・被災リサイクル家電の処理に関する事 ・伝染病予防、防疫及び環境衛生に関する事 ・被災動物保護センター設置用地確保及び開設広報に関する事 ・被災動物の情報収集及び連絡に関する事 ・被災動物飼育者の要望等の収集に関する事 ・避難所における動物飼育支援に関する事 ・被災動物救護活動への支援に関する事
	支所班 支所長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部及び市民部各班との連絡調整に関する事 ・支所来訪者の対応（窓口業務）に関する事 ○避難経由所の設営・運営に関する事
	調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋被害調査及び罹災証明に関する事

	税務課 税務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害による税の減免に関する事 ○避難経路所の設営・運営支援に関する事
	上下水道班 上下水道課 上下水道課長	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道施設の被害調査及び復旧に関する事 ・飲料水、生活用水の確保及び応急給水に関する事 ・上下水道の水質検査に関する事 ・指定工事店の要請に関する事 ・下水道施設の被害調査及び復旧に関する事 ・し尿の収集及び処理に関する事 ○配水制限及び給水に関する事
建設経済部 建設経済部長	土木班 都市整備課 技監	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁、河川等の被害調査、警戒及び監視に関する事 ・防災ヘリポート、緊急輸送路及び幹線道路等の確保に関する事 ・仮設道路及び交通規制等の応急交通対策に関する事 ・災害で発生した障害物及びがれき等の除去処理に関する事 ・土木復旧事業の総括及び資機材の確保等に関する事 ・水防に関する事 ・住宅の障害物の除去について ○災害における通行止め及び迂回路等の計画及び実施に関する事 ○緊急事態応急対策実施区域の住民等に係る立入りの制限に関する事
	住宅班 維持管理課 維持管理課長	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅の設置に関する事 ・管理施設(市営住宅及び公園等)の被害調査及び復旧に関する事 ○避難経路所の設営・運営支援に関する事
	住宅判定班 都市整備課 都市整備課長	<ul style="list-style-type: none"> ・応急危険度判定に関する事 ・住宅判定本部の設置、運営に関する事 ・住宅関係融資の紹介等に関する事 ・住宅の応急修理に関する事
	農林班 農林水産課 農林水産課長	<ul style="list-style-type: none"> ・農業、漁業及びそれらに属する施設等の被害調査及び復旧に関する事 ・農地及び林野関係の被害調査に関する事 ・農作物の病害虫対策及び家畜伝染病の予防に関する事 ○放射線防護施設の設営・運営支援に関する事 ○一時集合場所の設営・運営支援に関する事 ○農林畜水産物の出荷制限及び解除に関する事 ○家畜に関する事
	物資班 商工観光課 商工観光課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時救援物資の受入及び整理に関する事 ・災害時の物資の配分に関する事 ○一時滞在者及び観光客並びに外国人に対する災害情報の提供に関する事
	企業港湾班 商工観光課 企業港湾室長	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設等の被害調査、警戒及び監視に関する事 ・御前崎港に関する情報収集 ・企業等との連絡調整に関する事 ○海上輸送・搬送に関する事 ○企業等との連絡調整に関する事
	健康福祉部 健康福祉部長	福祉班 福祉課 福祉課長

		<ul style="list-style-type: none"> ること ・被災者の生活相談に関すること ・被災者への補助及び貸付制度に関すること ・災害救助法適用後の業務に関すること ・住宅の応急修理に関すること (災害救助法適用後) ・住宅の障害物の除去について (災害救助法適用後) ○放射線防護施設の設営・運営に関すること
	要援護者支援班 高齢者支援課 高齢者支援課長	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者への情報伝達に関すること ・要援護者の安否確認及び避難情報の把握に関すること ・福祉避難所の開設及び運営に関すること ・要援護者リストの作成に関すること ・要援護者避難支援相談に関すること ○放射線防護施設の設営・運営に関すること
	救護所・健康支援班 こども未来課 健康づくり課 こども未来課長 健康づくり課長	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護本部の設置、運営に関すること ・救護所の被害調査に関すること ・救護所の開設及び運営に関すること ・応急救護に関すること ・救護所からの救護病院への搬送要請に関すること ・広域搬送の依頼に関すること ・医療救護資機材、医薬品及び衛生資機材の調達に関すること ・医師(医師会)及び医療機関との連絡調整に関すること ・健康支援に関すること ○県が行う緊急被ばく医療対策への協力に関すること ○一時集合場所の設営・運営に関すること ○安定ヨウ素剤の配布に関すること ○災害時における衛生広報に関すること ○広域避難先の避難所における健康相談窓口の設置及び運営に関すること (福祉班→救護所・健康支援班)
教育部 教育部長	園・学校再開班 教育総務課 学校教育課 教育総務課長 学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設の被害状況の集約に関すること ・避難者の状況の集約に関すること ・児童生徒及び園児の安否確認の集約に関すること ・その他教育部内の情報の集約に関すること ・災害対策本部及び教育部各班との連絡調整に関すること ・教育施設の復旧に関すること ・児童生徒の安否確認に関すること ・県教委との連絡調整に関すること ・市内小中学校教員の参集状況の確認に関すること(夜間及び休日) ・応急教育計画の実施に関すること ・授業再開準備に関すること ○一時集合場所の設営・運営支援に関すること ○放射線防護施設の設営・運営支援に関すること ○児童生徒及び園児の広域避難に関すること ○教職員の動員に関すること ○広域避難先での教材等の調達及び施設、職員の確保に関すること ○災害後の教育環境・保健衛生に関すること
	避難所班 社会教育課 社会教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設(学校)の被害調査に関すること ・避難所(学校)開設に関すること ・避難者(学校)名簿の作成に関すること ・避難所(学校)の運営に関すること ○放射線防護施設の設営・運営支援に関すること ○一時集合場所の設営・運営支援に関すること

	幼稚園・こども園 各園	<ul style="list-style-type: none"> ・園児の安否確認に関する事 ・教育施設(幼稚園、こども園)の被害調査に関する事 ・避難所(幼稚園、こども園)の開設に関する事(開設は状況により) ・避難者(幼稚園、こども園)名簿の作成に関する事 ・避難所(幼稚園、こども園)の運営に関する事(仮設トイレ設置などを自主防災会等と共同運営) ・避難所班及びその他各部各班の応援 ○園児の広域避難に関する事
	保育園 各園	<ul style="list-style-type: none"> ・園児の安否確認に関する事 ・教育施設(保育園)の被害調査に関する事 ・避難所班及びその他各部各班の応援 ○園児の広域避難に関する事
	学校給食共同調理場	<ul style="list-style-type: none"> ○一時集合場所の設営・運営支援に関する事 ○放射線防護施設の設営・運営支援に関する事
	市立図書館	<ul style="list-style-type: none"> ○一時集合場所の設営・運営支援に関する事 ○放射線防護施設の設営・運営支援に関する事
議会事務局		<ul style="list-style-type: none"> ・市議会議員の安否確認に関する事 ・市議会議員との情報共有に関する事 ・その他市議会議員に関する事
方面隊派遣職員		<ul style="list-style-type: none"> ・方面隊本部と市災害対策本部及び自主防災会との連絡調整に関する事 ・各自主防災会の被害情報、要請事項等集約、市災害対策本部へ報告及び要請 ・地区センターの被害調査に関する事 ・避難所(地区センター)開設に関する事 ・避難者(地区センター)名簿の作成に関する事 ・避難所(地区センター)の運営に関する事(仮設トイレ設置などを自主防災会等と共同運営) ○一時集合場所の設営・運営支援に関する事 ○放射線防護施設の設営・運営支援に関する事 ・その他方面隊本部の運営に関する事
派遣職員		<ul style="list-style-type: none"> ・派遣先の防災対応への協力
消防本部 消防長		<ul style="list-style-type: none"> ○住民等に関する広報及び避難誘導、救出に関する事 ○災害時要援護者の移送に関する事 ・救急搬送に関する事 ・緊急時における市等との連絡調整に関する事 ・火災防御に関する事 ・消防団員の動員に関する事 ○避難住民の状況把握に関する事 ○警戒、警備、防御活動等に関する警察等と連絡調整に関する事 ○緊急事態応急対策実施区域の住民等に係る立入の制限に関する事 ○原子力災害医療措置に対する協力に関する事
各部共通事項		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時等の配備体制とその基準により自動参集 ・参集途中の被害状況等の確認 ・部内の職員安否確認及び動員状況の確認に関する事 ・部に関連する情報の収集、調査、報告及記録整理に関する事 ・部に必要な応急対策及び復旧用資機材の購入に関する事 ・他部等の相互協力に関する事 ・災害応急対策の確認、計画策定、準備及び訓練等(平常時)

	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の業務遂行が不可能な場合は、副市長、教育長、危機管理部長の順位で職務代行を行う。 ○原子力災害合同対策協議会への要員派遣に関する事 ○住民の避難完了の確認に関する事 ○広域避難先の避難所の開設、管理運営の支援に関する事 ・災害対策要員の確保及びローテーションに関する事 ○風評被害対策に関する事
--	--

別表 2

原子力災害合同対策協議会への派遣職員（静岡県原子力防災センター）

緊急事態区分が施設敷地緊急事態（SE）又は全面緊急事態（GE）となり、事故現地対策本部から、派遣依頼があった場合に派遣する。

派遣職員は下表を基準とし、実情に適した派遣体制とする。特に、複合災害等の事態においては実情を踏まえ、柔軟に対応する。

構成員	役割	人数	区分 ○：副班長 △：班員
総務部	総括班	1名	△
危機管理部	広報班	1名	△
市民生活部	住民安全班	1名	○
建設経済部	住民安全班	1名	△
健康福祉部	医療班	1名	△
教育部	運営支援班	1名	△
消防本部	実働対処班	1名	△

別表 3

緊急時モニタリング要員の派遣（静岡県原子力防災センター）

緊急事態区分が施設敷地緊急事態（SE）又は全面緊急事態（GE）となり、静岡県原子力災害警戒（対策）本部の放射線監視班から、派遣依頼があった場合に派遣する。

派遣職員は3名とし、各部のモニタリング要員から実情に適した派遣体制とする。特に、複合災害等の事態においては実情を踏まえ、柔軟に対応する。

モニタリング要員	要員数
総務部	2名
市民生活部	1名
建設経済部	1名
健康福祉部	1名
教育部	1名
合計	6名

別表 4

1 一時集合場所への職員派遣

緊急事態区分が施設敷地緊急事態（SE）又は全面緊急事態（GE）となった場合に派遣する。派遣職員は下表を基準とし、各部から実情に適した派遣体制とする。

開設運営主体：救護所・健康支援班

2 放射線防護施設への職員派遣

緊急事態区分が警戒事態（AL）又は施設敷地緊急事態（SE）、全面緊急事態（GE）となった場合に派遣する。

派遣職員は下表を基準とし、各部から実情に適した派遣体制とする。

開設運営主体：要援護者支援班、福祉班

3 一時集合場所、放射線防護施設の支援派遣

開設運営支援：避難所班、農林班、園学校再開班、方面隊派遣職員、学校給食共同調理場、市立図書館

放射線防護施設	一時集合場所	AL	SE		合計
		放射線防護施設 (主体)	一時集合場所 (主体)	支援	
—	浜岡中学校	—	2名	4名	計6名
高松体育館	高松地区センター	2名	2名	5名	計9名
佐倉地区センター	佐倉地区センター	2名	2名	5名	計9名
比木体育館	比木地区センター	2名	2名	5名	計9名
朝比奈体育館	朝比奈地区センター	2名	2名	5名	計9名
新野体育館	新野地区センター	2名	2名	5名	計9名
御前崎小学校体育館	御前崎小学校	2名	2名	5名	計9名
白羽小学校体育館	白羽小学校	2名	2名	5名	計9名
御前崎ふれあい福祉センター	—	2名	—	4名	計6名
白羽地区センター	—	2名	—	4名	計6名
合計		18名	16名	47名	計81名

別表 6

1 避難経路所への職員派遣

緊急事態区分が施設敷地緊急事態 (S E) 又は全面緊急事態 (G E) となった場合に派遣する。
派遣職員は下表を基準とし、各部から実情に適した派遣体制とする。

開設運営主体：窓口業務班・検案処理班、支所班

開設運営支援：調査班、会計班、住宅班

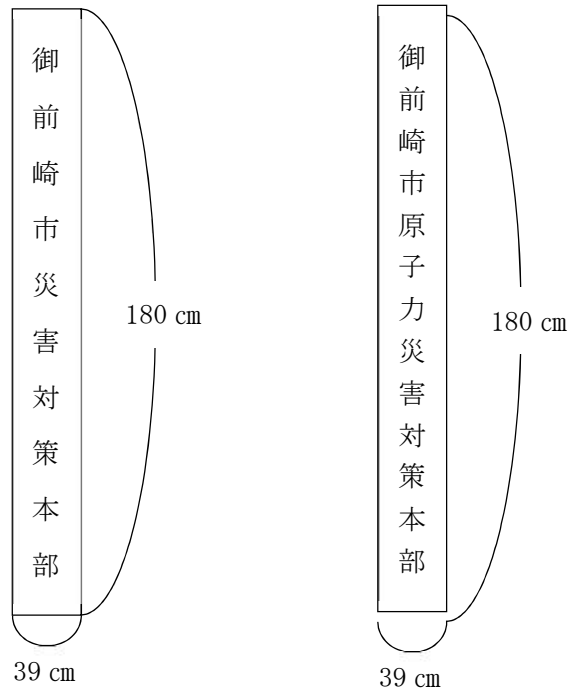
地区	避難先 1 浜松市	避難先 2 長野県	S E	G E	合計
			主体+支援	追加支援	
池新田	浜名湖ガーデンパーク	小坂田公園	2名	2名	計4名
高松	浜名湖ガーデンパーク	大町運動公園	2名	2名	計4名
佐倉	浜松市渚園	安曇野市防災広場	2名	1名	計3名
比木	浜松まつり会館北側・遠州灘海浜公園「風車公園」南側駐車場	安曇野市防災広場	2名		計2名
朝比奈	遠州灘海浜公園「凧場公園」	中野市B & G海洋センター	2名	2名	計4名
新野	浜松市渚園	松本市音楽文化ホール	2名		計2名
御前崎	浜松まつり会館北側・遠州灘海浜公園「風車公園」南側駐車場	松本市音楽文化ホール	2名	1名	計3名
白羽	遠州灘海浜公園「凧場公園」	南長野運動公園	2名	2名	計4名
合計			16名	10名	26名

避難経路所毎の人員数

避難先	施設名	S E	G E	合計	対象地区
浜松市	浜名湖ガーデンパーク	4名	4名	計8名	池新田・高松
	浜松市渚園	4名	1名	計5名	佐倉・新野
	浜松まつり会館北側・遠州灘海浜公園「風車公園」南側駐車場	4名	1名	計5名	比木・御前崎
	遠州灘海浜公園「凧場公園」	4名	4名	計8名	朝比奈・白羽
長野県	小坂田公園	2名	2名	計4名	池新田
	大町運動公園	2名	2名	計4名	高松
	安曇野市防災広場	4名	1名	計5名	佐倉・比木
	中野市B & G海洋センター	2名	2名	計4名	朝比奈
	松本市音楽文化ホール	4名	1名	計5名	新野・御前崎
	南長野運動公園	2名	2名	計4名	白羽

2-6 標識

1 本部の標示板 (一例)



2 ビブス (一例)



ビブスの色

市長、副市長、教育長・・・白色

総務部

危機管理部

方面隊派遣職員

}・・・黄色

市民生活部・・・青色

健康福祉部・・・白色

建設経済部・・・オレンジ色

教育部・・・緑色